

1920年代中国における中等教育再編に関する一考察

—江蘇省の中等諸学校を事例に—

今 井 航

【要 旨】

1920年代中国における中等教育再編は、六年間への修業年限延長、中学校の二段階制、総合制の導入を目指した。江蘇省の事例やその後の経緯を取り上げると、壬戌学制で実施が認められた総合制は失敗したとみられる。総合制の導入と同時に中学校と職業学校が並存する形で始まったその中等教育再編は、その総合制が廃止されたことで、詰まるところ複線型中等教育体系をとる形へと収斂されていった。

【キーワード】

中華民国北京政府期 壬戌学制 中等教育再編 修業年限延長 総合制の導入

はじめに

1922年（民国11年）に中国では、新学制、いわゆる壬戌学制が制定された。この学制の特徴として、大きくは次のことが挙げられる。第1に、中等教育年限が旧製の四年間から六年間に延長されたこと、第2に、中学校が初級中学と高級中学の二段階に分けられ、修業年限がそれぞれ三年間とされたこと、第3に、高級中学に総合制が導入されたことの三点である。こうした新しい諸制度は、その制定後にどの程度実施に移されたのか。

李国鈞・王炳照主編『中国制度通史』（山東教育出版社、2000年7月）など一般的な通史によれば、壬戌学制で中学校は三・三制とされ、高級中学で総合制が導入されたことがわかる。また、銭曼倩・金林祥主編『中国近代学制比較研究』（広東教育出版社、1996年11月）によれば、すでに壬戌学制の制定以前に総合制が旧製の四年制中学校に採用されようとしていたことがわかる。さらに、李華興主編『民国教育史』（上海教育出版社、1997年8月）によれば、総合制の採用を新文化運動中の改革のひとつと捉え、それを壬戌学制における三・三制導入過程の一要素として特徴づけている。

その他にも、王倫信『清末民国時期中等教育研究』（華東師範大学出版社、2002年10月）や、小林善文『中国近代教育の普及改革に関する研究』（汲古書院、2002年12月）の「第3章 中等教育改革の理念と現実」が注目される。王著では、アメリカ型の学校制度をモデルとして、中学校を三・三制にすると同時に普通教育と職業教育の両方を兼ねる総合制の実現が目指されたことが明らかにされ、また、小林著では、旧製の四年制中学校に対する現場レベルからの批判や問題

点があったことが明らかにされている。さらに、王著では、清末から民国時期にかけて中学校がどの程度普及したのかを、当時の資料を基にその一覧を提示している。

本稿では、以上のような先行研究を踏まえながら、壬戌学制で定められた中等教育段階に関する諸制度がどの程度実施に移されたのかについて、江蘇省の中等諸学校を事例に考察しようとするものである。その際、冒頭で指摘した壬戌学制の三点の特徴に注目し、これらの特徴に関する改革論議に着目することとする。

1. 壬戌学制制定以前の中学校改革

(1) 中学校への分科制の導入をめぐる

実は、壬戌学制が制定される前から、中学校に総合制を導入するかどうかについてはすでに議論がなされていた。当時の資料に基づけば、総合制の在り方は分科制と呼ばれていたことがわかる。

壬戌学制制定以前の中学校改革については、この分科制を導入するか否かで議論が二分していた。筆者は、当時の教育改革を知る際に看過できない全国教育会連合会や北京政府教育部の動向を照らし合わせることにより、両者の中学校改革の意図する方向が相違していたことをすでに指摘している⁽¹⁾。

(2) 全国教育会連合会の決議

1916年(民国5年)11月、北京市で開かれた第2回全国教育会連合会で、将来の中等教育に関する建議がなされた。そこでは、職業科目を中学校に設置することが提案され、地方の実情を考慮した上で中学校の第3学年から職業課程を増設する一方で、普通課程を減らすことが議決された。これは、中学校改良弁法案(以下、改良案)であった。以下に一部を引用する⁽²⁾。

中学校では、本来、普通教育を補完させることが原則とされている。しかし、近年の中学校課程は進学準備教育に偏している。ゆえに、卒業後に進学しない者が就職できていない。このことは憂慮すべきである。(中略)。卒業生は、進学のほかにやることがない。本大会での各省区代表による報告によれば、中学校を卒業してから進学する者は大体10分の1か、もしくはそれにも及ばない。進学しないで就職できていない者が大多数なのである。極めて少人数の進学に対応するだけで、大勢の人の生計を決して犠牲にはいけない。急いで、そのための計画を施すべきである。

これより4年前の1912年(民国元年)に公布された中学校令では、その第1条で「中学校は普通教育の補完を目的とし、健全な国民をつくることを宗旨とする」とあり、職業科目を教えるという明記はなかった。また、中学校令公布後に出された中学校令施行規則中の課程標準を参照しても、職業に関する具体的な科目はみられない⁽³⁾。改良案は、中学校の教育課程を大きく見直すものであったといえる。さらに、改良案には中学校増設第二部弁法も明示され、これにより具体的な実施方法も提示されていた⁽⁴⁾。

一、中学校は、第3学年より第2部を設置できる。

二、中学校の第2学年を終えた者は、中学校を卒業してから就職する意志がある場合、第2部に入ることができる。

- 三、第2部では、普通学科を減らし、地方の実情により農業や工業、あるいは商業を学ぶことができる。
- 四、第2部における毎週の授業時間数および実習時間の総数は、中学校令施行規則に示された時間数に従い、五時間以内で増やすことができる。
- 五、第2部を設置するには、第2部を志望する学生数ならびに施行規則および科目の決定を本省区長官に申し出て、その許可を得てから教育部に報告し、調査に備える。

全国教育会連合会では、中学校卒業後に進学しないで就職できていない大勢の者への対応策が具体的に示されていたのである。

(3) 全国中学校長会議の決議

一方、北京政府教育部は、この改良案を草案として各省区へ送ると同時に、中学校で普通教育と職業教育の両方の人員を確保するように要求した⁽⁵⁾。

また、教育部主催で1918年(民国7年)10月から11月にかけて開かれた全国中学校長会議では、進学を志す者には今まで通り普通教育を受けさせ、進学しないで就職する者には第2部に設ける職業科目を受けさせるようにも呼びかけた⁽⁶⁾。しかしながら、この会議では、進学準備機関としての機能を中学校にもたせることが明確に打ち出されてもいた。換言すれば、職業に就くための教育機関は、乙種および甲種の実業学校であるということが強調されてもいたのである。

(4) 1920年(民国9年)の江蘇省における中等諸学校

ここで、旧制に基づく中等諸学校をみてみよう。中国上海図書館所蔵の江蘇教育庁編『中華民国九年度 江蘇中等以上学校概略表』によれば、1920年(民国9年)当時の江蘇省では、下表のように中学校21校、師範学校13校、実業系学校10校の計44校を確認することができる。また、ほとんどの学校で修業年限が四年間であったことがわかる。

1920年(民国9年)の江蘇省における中等諸学校 1 中学校

	学校名	修業年限	分科
1	江蘇省立第一中学校	四年間	普通科のみ。
2	江蘇省立第二中学校	四年間	民国9年度から、第1学年および第2学年を国文外国語科と数理化科とに分ける。
3	江蘇省立第三中学校	四年間	普通科のみ。
4	江蘇省立第四中学校	四年間	二部制を採用。
5	江蘇省立第五中学校	四年間	普通科のみ。但し、将来的には職業に従事する者のために多くの学科を設置する予定。
6	江蘇省立第六中学校	四年間	普通科、第二部商科。
7	江蘇省立第七中学校	四年間	文科、理科、技能科の設置を検討している。
8	江蘇省立第八中学校	四年間	甲組、乙組、丙組の三組があり、選択科目が異なる。
9	江蘇省立第九中学校	四年間	民国9年度から、第2学年より三組を設置する。
10	江蘇省立第十中学校	四年間	実科方面の教授を重視。
11	江蘇省立第十一中学校		
12	江蘇代用女子中学校	四年間	学科に分かれていない。

13	江蘇私立浦東中学校	五年間	第4学年および第5学年で、文科と理科とに分かれている。
14	江蘇私立彭城中学校	四年間	
15	江蘇私立南洋中学校	五年間	
16	江蘇私立上海民立中学校	正科：四年間 予科：三年間	学科に分かれていない。
17	江蘇私立鍾英中学校		学科に分かれていない。
18	江蘇私立上海女子中学校	正科：四年間 予科：三年間	
19	江蘇私立神州女学校	中学科： 四年間	国文専科、図画専科、英文専科、音楽専科、刺繍専科
20	江蘇私立愛国女学校	中学科：	国文専科、体育専科
21	江蘇私立城東女学校		文芸専科、普通科、国民科

1920年（民国9年）の江蘇省における中等諸学校 2 師範学校

	学校名	修業年限	分科
1	江蘇省立第一師範学校	本科：四年間 予科：一年間	
2	江蘇省立第二師範学校	本科：四年間 予科：一年間	本科で二部制を採用。第1部は、第3学年より国文科と外国文科とに分かれている。
3	江蘇省立第三師範学校	本科：四年間 予科：一年間	
4	江蘇省立第四師範学校	本科：四年間 予科：一年間	本科では、第3学年より国文科と英文科と技能科とに分かれている。
5	江蘇省立第五師範学校	本科：四年間 予科：一年間	本科では、第2学年より甲組と乙組と丙組とに分かれ、甲組では英語、数学、理科の時間を増やし、乙組では国文を重視し、丙組では図画、手工、楽歌の時間を増やしている。
6	江蘇省立第六師範学校	本科：四年間 予科：一年間	本科では、第2学年より英語科と国文科と技能科とに分かれている。
7	江蘇省立第七師範学校	本科：四年間 予科：一年間	
8	江蘇省立第八師範学校	本科：四年間 予科：一年間	本科では、第3学年より第1類（国文、歴史、地理）と第2類（英文）と第3類（数学、物理、博物）と第4類（図画、手工、楽歌）とに分かれている。
9	江蘇省立第九師範学校	本科：四年間 予科：一年間	本科では、第2学年より甲組（数理）と乙組（国文）と丙組（技能）とに分かれている。
10	江蘇省代用師範学校	本科：四年間 予科：一年間	
11	江蘇省立第一女子師範学校	本科：四年間 予科：一年間	民国9年度から、中学科を設置。
12	江蘇省立第二女子師範学校		師範科と中学科が設置されている。
13	江蘇私立淑琴女子師範学校	本科：四年間 予科：一年間	

1920年（民国9年）の江蘇省における中等諸学校 3 実業系学校

	学校名	修業年限	分科
1	江蘇省立第一農業学校		農科および林科。農科には、作物部と園芸部がある。
2	江蘇省立第二農業学校		農科と蚕科と農村職業教員養成科。農科では第4学年より作物類と園芸類とに分かれ、蚕科では同じく養蚕類と製糸類とに分かれている。
3	江蘇省立第三農業学校		農本科と畜本科と農蚕別科と予科と農畜職工科。
4	江蘇省立女子蚕業学校	本科：三年間 予科：一年間	本科には、伝習科が設置され、甲部と乙部とに分かれている。
5	江蘇南通私立甲種農業学校	本科：三年間 予科：一年間	
6	江蘇省立水産学校	本科：三年間 予科：一年間	本科では、漁労科と製造科とに分かれている。
7	江蘇省立第一工業学校		機械科と電気機械科と職工科とに分かれている。
8	江蘇省立第二工業学校		土木科と紡績科と応用化学科とに分かれている。
9	江蘇省立第一商業学校	本科：三年間 予科：一年間	
10	江蘇通海商業私立甲種商業学校	本科：三年間 予科：一年間	

中学校の教育課程で普通課程と職業課程とに分ける分科制については、導入されている場合とそうでない場合と区々であった。このことから、見直しを迫られていた中学校がそれに応じる形態になりつつあったことが確認できる。同時に、先にふれたような中学校がもつべき機能に対する全国教育会連合会と北京政府教育部の両者間にみられる考え方の相違についても想起される。「普通科のみ」の中学校もみられることから、全国中学校長会議で打ち出されたり強調されたりしたことが踏襲された場合もあったといえるからである。

2. 中学校改革をめぐる議論

舒新城は、上述のような改革途上にある中学校を参観し、以下の三点を指摘した⁽⁷⁾。

- ①中学校における分科制の採用。
- ②中学校教育が進学準備機関と職業教育機関の両機能を兼ね備える傾向にあること。
- ③中学校の修業年限は延長される傾向にあり、特に選択科目制が重視されていること。

全国教育会連合会と北京政府教育部の両者間に相違がみられたものの、ここで舒の①および②にしたがうならば当時において実態としては分科制の導入が進められていたとみるべきであろう。舒は②について更に以下のように述べた⁽⁸⁾。

四年間を半分にして二年間に分けて、二年間で普通科学を学ぶ。この二年間で学ぶ普通科学

の知識でさえ不完全であるのに、残りの二年間でより高い職業教育の基礎を得るには不足である。

またさらに、舒は参観した幾つかの中学校を振り返りながら、修業年限を改めることを主張した⁹⁾。

職業教育を言うなら、修業年限を一年間延長することを主張する。

分科制の導入は、中学校の修業年限延長を促すものでもあったことがわかる。

一方、朱経農は、分科制の導入が不要であるとした者の根拠を取り上げた。この場合、壬戌学制が制定されて中学校の修業年限が六年間となり、三・三制が導入された後の初級中学に関する議論にみられた¹⁰⁾。

中学校は、そもそも第1学年より学科が分かれている。現在、甲種農業、甲種工業、甲種商業、師範学校があり、普通中学校とは別個に第1学年より存在している。だから、生徒は、高等小学校を卒業したら学科選びをすでに開始している。農業を習い、工業を習い、商業を習い、師範を習い、あるいは普通中学校に入って進学準備をしている。すでに第1学年より志を定めなければならない。しかしながら、学科が分かれるのが早すぎるため、まだ若い生徒が、実際には自分の性格が何科に適しているのかわからないのに、いつも学科を誤って選んでしまい時間と精力を無駄にしている。

このような初級中学における分科制の不採用論に対し、反対にその採用を主張したのは廖世承であった。廖は以下のように述べた¹¹⁾。

いま、中学校の数は少なく、学習機会が乏しい。初級中学に進む者は、大部分が進学希望者である。将来、教育が徐々に普及し、初級中学の数が次第に増加したら、その進学者の割合は減る。これは必然である。もし、初中で学科が分かれていなかったら進学する者にとっては問題ないが、家が貧しく進学に対応できない者や、あるいは進学を考えていない者、さらには学力が低く進学できない者に対し、いかに処置するというのか。

さらに、廖は次のようにも述べた¹²⁾。

初級中学は、高等小学校でも、普通中学でもない。初級中学は、個性に適応することを目的とするのであって専ら進学だけを顧みるものではない。

廖は初級中学における分科制の徹底した採用論者であった。

3. 壬戌学制における中学校に関する規程

1922年(民国11年)11月に大總統令により学校系統改革案が公布されたが、これがいわゆる壬戌学制である。壬戌学制の中学校に関する条項は、以下の通りである。

- ・ 中学校の修業年限は六年間とし、初級・高級とに分け、初級中学三年間、高級中学三年間とする。但し、設置した学科の性質によっては、初級中学四年間、高級中学二年間、もしくは初級中学二年間、高級中学四年間とすることができる。
- ・ 初級中学は、単独に設立することができる。
- ・ 高級中学は、初級中学に併設しなければならないが、特別の事情があれば、単独に設立することができる。
- ・ 初級中学では、普通教育を行う。但し、地方の需要をみて、各種職業科を設置することができる。
- ・ 高級中学では、普通、農、工、商、師範、家事などの学科に分ける。但し、地方の実情に適して、一科だけを設置してもよいし、数科を設置してもよい（附：旧制設立の甲種実業学校は、職業学校に改めるか、もしくは高級中学の農、工、商などの学科に改める）。
- ・ 中等教育では、選択科目制を採用することができる。

初級中学では普通教育を行うことが規定され、各種職業科の設置については、地方ごとの需要によって決められるとされた。同時に、高級中学では普通、農業、商業、師範、家事などの学科に分けることが可能となった。ここに総合制中学校がはじめて規定されることとなった。総合制は、高級中学で実施されることが認められたのである。

4. 江蘇省における中等教育再編

中華職業教育社編『江蘇中学以上 投考須知一冊』（商務印書館、1924年6月）によれば、1924年（民国13年）当時の江蘇省では、下表のように中学校53校、師範学校17校、職業学校49校を確認することができる。また、中学校53校のうち、三・三制が採用されていると判断できる28校を確認できる。三・三制の採用率は約53%であった。なお、下表では、前掲の1920年（民国9年）当時にもみられた学校に網かけをしている。

1924年（民国13年）の江蘇省における中等諸学校 1 中学校

	学校名	修業年限	分科
1	国立東南大学附属中学	初級中学と高級中学。初・高を通じ、最速で五年間、遅くとも七年間、平均して六年間。	初・高ともに、職業科と普通科とに分かれている。初級中学では普通科と商科があり、高級中学では普通科と商科と師範科がある。
2	南洋大学附属中学	四年間	
3	国立暨南学校附属商科高級中学	三年間	
4	江蘇省立第一中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第1系（文科）、第2系（理科）、第3系（商科）、第4系（教育科）の四つの系に分かれている。また、第3学年には進学を目的とする旧制中学校卒業生のためのクラスが設置されている。またさらに、特別生クラスというものもある。
5	江蘇省立第二中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第1組と第2組とに分かれている。
6	江蘇省立第三中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科と商科とに分ける。しかし、民国13年度時点では高級中学は開設されていない。

	学校名	修業年限	分科
7	江蘇省立第四中学	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第1系（文科）、第2系（理科）、第3系（商科）の三つの系に分かれている。さらに、三年制の高級部師範科を設置している。
8	江蘇省立第五中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科とに分かれている。
9	江蘇省立第六中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第1系（文）、第2系（理）、第3系（工）、第4系（商）、第5系（美術）の五つの系に分かれている。
10	江蘇省立第七中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科系、理科系、工科系、教育系の四つの系に分かれている。
11	江蘇省立第八中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科と工科とに分かれている。
12	江蘇省立第九中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科と師範科とに分かれている。
13	江蘇省立第十中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科とに分かれている。
14	江蘇省立第十一中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間 旧制中学校：四年間	高級中学では、文学を重視する第1系、数学と物理と化学を重視する第2系、図画と音楽と工芸を重視する第3系の三つの系に分かれている。
15	江蘇第二代用女子中学校	初級中学：三年間	
16	江蘇第一代用女子中学校	四年間	
17	南菁中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文系と理系とに分かれている。
18	呉江県立中学校	四年間	第3学年より普通科と商業科とに分かれている
19	崇明県立中学校	初級中学：三年間	
20	上海県立務本女子中学校	初級中学：三年間	
21	滬江大学附属中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	学科に分かれていないが、初級中学では工業実践や職業指導など、高級中学では簿記や会計学など、職業に関する科目が盛り込まれている。
22	復旦大学附属中学校 (3職業学校、14を参照)	初級中学：四年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科とに分かれている。
23	同済大学附属中学校 (3職業学校、9を参照)	中学校：五年間 徳文補習科：二年間	
24	聖約翰大学附属中学	四年間	国学部と西学部とに分かれている。
25	金陵大学附属中学	四年間	
26	南洋路鈇学校中学科	四年間	
27	中国公学附属中学	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科とに分かれている。
28	南洋中学	補習科：一年間 本科：五年間	
29	上海民立中学校	予科：二年間 初級中学：四年間	
30	私立澄衷中学校 (3職業学校、18を参照)	四年間	第3学年より文科と実科とに分ける。
31	私立浦東中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科とに分かれている。

	学校名	修業年限	分科
32	青年会中学校 (3 職業学校、15を参照)	予科：一年間 初級中学：三年間 高級中学：三年間	
33	晏成中学校 (3 職業学校、16を参照)	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第2学年より文科と理科と商科とに分かれている。
34	博文中学校 (3 職業学校、10を参照)	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学は、工科のみ。
35	清心両級中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、普通科と商業科と師範科と工業科とに分かれている。
36	上海市北公学中学部 (3 職業学校、17を参照)	予科： 初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と商科とに分かれている。
37	麦倫書院	四年間	国文部と英文部とに分かれている。英文部は予科と正科とに分かれ、修業年限は両方とも四年間である。
38	承天英華学校	中文科：三年間 英文科：六年間 高等専科：二年間	中文科と英文科とに分かれている。
39	無錫中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と理科と商科とに分かれている。
40	私立海門中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第1系（文科）と第2系（理科）とに分かれている。
41	明德中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	
42	恵中中学	四年間	
43	招商局公学	四年間	
44	中西女塾	予科：四年間 本科：四年間	遊芸専科、唱歌専科、家政専科、琴学専科の四つの専科に分かれている。琴楽専科の修業年限は九年間。
45	上海女子中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、洋琴科、女紅科、鉛画科、彩画科、油画科の五つの科に分かれている。
46	上海神州女学校	初級中学：三年間 専修科：四年間	専修科は、文学専科、絵画専科、刺繍専科、音楽専科の四つの科に分かれている。修業年限は、文学専科が三年間、絵画専科が四年間、刺繍専科が一年間、音楽専科が三年間。
47	上海愛国女学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文科と体育専科とに分かれている。体育専科の修業年限は二年間。
48	坤範女子中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、文学専科と美術専科とに分かれている。文学専科の修業年限は四年間。
49	聖瑪利亞女学校	中文部：六年間 英文部：六年間	中文部は、高級科の上に特級科がある。修業年限は、高級科が四年間、特級科が二年間。英文部は、初級中学の上に高級中学がある。修業年限は、それぞれ三年間。さらに、三年制の師範科および音楽科もある。
50	啓明女校	三年間	普通科と特別科とに分かれている。普通科には予科、本科、特科の三つの科が設置されている。
51	裨文女学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	

	学校名	修業年限	分科
52	学益女子中学校	初級中学：三年間	公民及人生哲学系、国語系、英文系、数学系、自然系、史地系、芸術系、音楽系、体育衛生系の九つの系に分かれている。
53	振華女学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	初級選科および高級選科もあり、修業年限は、初級選科が三年間、高級選科が六年間。国文科と算学科と英文科とに分かれている。

1924年（民国13年）の江蘇省における中等諸学校 2 師範学校

	学校名	修業年限	分科
1	江蘇省立第一師範学校	前期師範：三年間 後期師範：三年間	前期師範では、第1組と第2組と第3組とに分かれている。後期師範では、第1組（文史地）と第2組（数理化）とに分かれている。また、農村師範教員専修科も設置されている。
2	江蘇省立第二師範学校	予科および本科：五年間	本科では、第1部と第2部とに分かれている。また、初中教員文科専修科も設置されている。
3	江蘇省立第三師範学校	本科：六年間 講習科：三年間	
4	江蘇省立第四師範学校	予科および本科：五年間	
5	江蘇省立第五師範学校	本科：三年間 専修科：二年間 初級中学部：三年間	専修科では、数学物理系と物理化学系とに分かれている。
6	江蘇省立第六師範学校	前期と後期あわせて六年間	男子部と女子部とに分かれている。後期では、第1部と第2部と第3部とに分かれている。
7	江蘇省立第七師範学校	前期：三年間 後期：三年間	
8	江蘇省立第八師範学校	前期と後期あわせて六年間	後期では、第1組と第2組と第3組とに分かれている。
9	江蘇省立第九師範学校	前期：三年間 後期：三年間	
10	江蘇省立第一女子師範学校	師範前期：三年間 師範後期：三年間 初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、第1組と第2組とに分かれている。また、三年制の幼稚師範も設置されている。
11	江蘇省立第二女子師範学校	師範部：六年間 中学部：六年間	後期師範では、第1組と第2組と第3組とに分かれている。高級中学では、第1組と第2組とに分かれている。
12	江蘇第一代用師範学校	前期と後期あわせて六年間	第4学年より教育系と国文系と英語系と史地系と数学系と自然科系と農業系と図工系と音楽系と体育系とに分かれている。
13	江蘇第二代用師範学校	前期師範：三年間 旧制本科：四年間 講習科：三年間	
14	武進県立師範学校	予科および本科あわせて五年間 前期師範：三年間 甲種講習科：二年半 新制講習科：三年間	

	学校名	修業年限	分科
15	武進県立女子師範学校	予科：一年間 本科：四年間 初級中学科：三年間	
16	私立競志女子師範学校	四年間	
17	私立淑琴女子師範学校	前期：三年間 後期：三年間	

1924年（民国13年）の江蘇省における中等諸学校 3 職業学校

	学校名	修業年限	分科
1	江蘇省立第一農業学校	中級予科：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、林科と棉科とに分かれている。
2	江蘇省立第二農業学校	予科：二年間 本科：三年間	本科は、農科と蚕科とに分かれている。
3	江蘇省立第三農業学校	初級中学：二年間 高級中学：三年間	高級中学では、畜牧系、獣医系、麦作系の三つの系に分かれている。また、蚕桑別科と職工科が設置されており、修業年限は、前者が二年間、後者が一年間。
4	江蘇省立女子蚕業学校	予科：二年間 高級中学：三年間	高級中学には蚕糸科が設置されている。また、蚕糸綿業科が設置されており、修業年限は二年間。
5	南通農科大学附属高級中学農科	三年間	
6	江蘇省立水産学校	予科：二年間 本科：三年間	本科は、漁労科と製造科と養殖科とに分かれている。
7	江蘇省立第一工業学校高中二科	補習班および高中班あわせて四年間	機械電気補習班、機械高中班、電気高中班。
8	江蘇公立工業専門学校高級中学部	高中補習科：二年間 高級中学：三年間	高級中学では、第3学年より甲系と乙系とに分かれている。
9	同済大学附設中等機械科	四年半	
10	博文中学校高中工科	三年間	
11	江蘇省立第一商業学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、会計系と国際貿易系と英文書計系と普通商業計の四つの系に分かれている。
12	南洋高級商業学校	高級商科：三年間	高級商科のほかに銀行専修科があり、修業年限は一年間。
13	金陵大学附設商業専科	中等商業科：二年間 高等商業科：二年間	
14	復旦大学附属中学校高級商科	二年間	
15	青年会中学高級商科	三年間	
16	晏成中学校高中商科	二年間	
17	上海市北公学商科	三年間	
18	澄衷中学商科	四年間	
19	江蘇私立女子職業高級中学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	高級中学では、美術系と商業系とに分かれている。また、専修科が設置されており、修業年限は三年間。
20	無錫実業学校	初級中学：三年間 高級中学：三年間	
21	中華職業学校	四年間もしくは三年間	鉄工科と木工科と商業科とに分かれ、修業年限は、鉄工科が四年間、木工科が三年間、商業科が四年間。

	学校名	修業年限	分科
22	靖江県立職業学校	三年間もしくは二年間	工科と商科とに分かれ、修業年限は、工科が三年間、商科が二年間。また、工科は染織科と籐竹科と洋襪科とに分かれている。
23	塩城県立職業学校	三年間	染織科と籐竹科とに分かれている。
24	太倉県立職業学校	三年間	木車科と籐竹科と漆科とに分かれている。
25	南通県立職業学校	三年間	
26	武進県立女子職業学校	三年間	織業師範科と刺繍科と縫織科と手工科とに分かれている。
27	塩城県立女子職業学校	三年間	知識科と技能科とに分かれている。
28	松筠女子職業学校	三年間	普通科と専科とに分かれている。専科は、縫紉)科と刺繍科と図画科とに分かれている。
29	武進県立第一乙種農業学校	三年間	蚕科のみ。
30	宜興県代用乙種農業学校	三年間	
31	崑青嘉県立震川乙種農業学校	二年間	
32	上海県立乙種農業学校	三年間	
33	金山県立大観乙種農業学校	三年間	
34	丹陽県立乙種工業学校	三年間	染織科のみ。
35	淮安県立乙種工業学校	三年間	紡績科と籐竹科と柳編科とに分かれている。
36	広育院工業学校	本科：三年間	本科のほかに織業補習科があり、修業年限は二年間。
37	武進県立第一乙種商業学校	三年間	
38	無錫県立乙種商業学校	三年間	商業科のみ。
39	江寧県立乙種商業学校	三年間	
40	崇明県立乙種商業学校	三年間	
41	呉県立乙種商業学校	三年間	
42	宜興県立商業学校	三年間	
43	崑山県立商業学校	二年間	
44	青浦県立商業学校	二年間	普通科と商業科とに分かれている。
45	上海市立萬竹乙種商業学校	三年間	
46	上海私立金業乙種商業学校	三年間	
47	加阜商会私立乙種商業学校	三年間	
48	高郵商会私立乙種商業学校	三年間	
49	六合私立平民乙種商業学校	二年間	

総合制を採用していると明らかに判断できる中学校は13校であった(上表「1中学校」の1、4、6、7、9～12、21、33、35、36、39の中学校)。そのほとんどで高級中学から採用されていたが、1や21の中学校では初級中学から採用されていたことがわかる。また、いわゆる文科および理科とに科が分かれたただけであったと判断できる高級中学が8校みられる(上表「1中学校」の8、13、17、22、27、30、31、40)。一方、上表「3職業学校」をみると、数多くの学校で修業年限が三年間であったことがわかる。

おわりに

その後、総合制中学校は以下の点で批判がなされるようになった¹³。

高級中学では、総合制が実施されたが、学校管理、授業、教師の質、設備の面において中味が薄く、雑で緻密さに欠ける。よって、教育効果を高めることと課程標準の実施原則を貫くことが困難である。

1928年（民国17年）公布の中学暫行条例では三・三制が継続された。しかしながら、【表1】で示したように、翌年8月に公布された中学課程暫行標準、1932年（民国21年）11月に公布された中学課程標準、同年12月に公布された中学法、職業学校法、師範学校法により、中学校における総合制は完全に消滅した。このとき修業年限が三・三制に固定化されたことも注目される。

【表1】 中学校における分科制の変遷（1922～1932年）

年・制度	初級中学	高級中学
	分科制	分科制
1922年・学校系統改革案	△（地方の需要により、職業科設置可能）	○
1928年・中学暫行条例	△（地方の需要により、職業科設置可能）	○
1929年・中学課程暫行標準	△（職業科目設置）	△（普通科における分組制の廃止）
1932年・中学法、中学課程標準	×	×

また、次頁の【表2】に示したように、壬戌学制が制定されてから中学校数とその生徒数は増加した。しかしながら、普通科に入る者よりも職業科に入る者は、かなり少なかった。しかも、1916年（民国5年）と1930年（民国19年）とを比較すると、1930年のほうが普通中学校数対中等職業学校数ならびに普通中学校生徒数対中等職業学校生徒数の比率の開きが大きかったといわれている¹⁴。中学校数とその生徒数は増加したものの、職業学校数とその生徒数は停滞し、一方で中学校の職業課程を選ぶ者も少なかったとみられる。

本稿で述べたように、分科制が旧制中学校に導入された。それは、中学校を卒業してから就職に対応できていない生徒への対処を主な目的としていた。壬戌学制で総合制が導入されたのもそのことが目的であった。また、総合制を導入するために修業年限を延長しなければならなかった。

江蘇省の多くの中学校で三・三制が実施され、1924年（民国13年）の時点でも特に高級中学で総合制が実施されていた。しかし、文科と理科とに科が分かれるだけの高級中学もあった。進学準備機関としての機能が重視されていたのであろう。さらにいえば、総合制を実施した高級中学がある一方で、数多くの職業学校が存在したのも事実である。

1920年代中国における中等教育再編は、六年間への修業年限の延長ならびに中学校の二段階制を実現するものではあったが、ただし総合制では失敗したといわざるを得ない。壬戌学制で総合制の実施が認められたものの、同時に中学校と職業学校が並存する形で始まったその中等教育再編は、そのご総合制が廃止されたことにより、詰まるところ複線型中等教育体系をとる形へと収

斂されていったといえよう。

【表2】全国中学校に関する統計 (1916年～1935年)

年度	学校数	生徒数
1916	350	60,924
1922	547	130,385
1925	687	129,978
1928	954	188,700
1929	1,225	248,668
1930	1,874	396,948
1931	1,893	401,772
1932	1,914	409,586
1933	1,920	415,948
1934	1,912	401,449
1935	1,894	438,113

「丙編 教育概況 第一 学校教育概況」『第一次中国教育年鑑』、193～194頁と『第二次中国教育年鑑』、1428頁を参照して、筆者作成。

注

- (1) 拙稿「壬戌学制制定以前における四年制中学校改革-1918年開催の全国中学校校長会議を中心に-」『広島大学大学院教育学研究科紀要』第三部第53号、2005年3月、93～102頁。
- (2) 朱有暉主編『中国近代学制史料』第三輯上冊（華東師範大学出版社、1990年）、395頁。
- (3) 「第五類 普通教育」『教育法規彙編』、1919年5月、183～195頁。
- (4) 「記事」『教育雑誌』第9巻第4号（商務印書館、1917年4月）。
- (5) 賈豊臻「急務中之急務矣。今後中等学校之設施」『教育雑誌』第9巻第5号（商務印書館、1917年5月）。
- (6) 「全国中学校長会議開会」『教育雑誌』第10巻第11号（商務印書館、1918年11月）。
- (7) 舒新城「中学学制問題」『教育雑誌』第14巻第1号（商務印書館、1922年1月）。
- (8) 前掲注(7)、舒新城「中学学制問題」。
- (9) 前掲注(7)、舒新城「中学学制問題」。
- (10) 朱経農「初級中学応否採用選科制」『教育雑誌』第15巻第1号（商務印書館、1923年5月）。
- (11) 廖世承「關於新学制一個緊急の問題」『新教育』第5巻第4期（商務印書館、1922年11月）。
- (12) 前掲注(11)、廖世承「關於新学制一個緊急の問題」。
- (13) 李華興主編『民国教育史』（上海教育出版社、1997年）、157～158頁。
- (14) 林礪儒「從批評中学新法令說到未來的改造」『教育雑誌』第24巻第4号（商務印書館、1934年12月）。